資料6

○瀬戸市環境審議会規則

平成13年3月30日

規則第27号

改正　平成18年3月30日規則第7号

(趣旨)

第1条　この規則は、瀬戸市環境基本条例(平成13年瀬戸市条例第10号)第26条第4項の規定に基づき、瀬戸市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条　審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条　審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(平18規則7・一部改正)

(委任)

第7条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月30日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。